

施術所の広告について

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」及び「柔道整復師法」では、業務又は施術所に関して広告できる事項が限定されています。

このため、法律で定められた事項以外は広告できませんのでご注意ください。

1 [あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条第1項]

- (1) 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
（「施術者である旨」とは、「あん摩マッサージ指圧師（厚生労働大臣免許）」、「はり師（厚生労働大臣免許）」、「きゅう師（厚生労働大臣免許）」のことをいいます。）
- (2) 第1条に規定する業務の種類（あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう）
- (3) 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- (4) 施術日又は施術時間
- (5) その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日付け厚告69号）
 - ① もみりようじ
 - ② やいと、えつ
 - ③ 小児鍼（はり）
 - ④ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨
 - ⑤ 医療保険療養費支出申請ができる旨（申請については、医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
 - ⑥ 予約に基づく施術の実施
 - ⑦ 休日又は夜間における施術の実施
 - ⑧ 出張による施術の実施
 - ⑨ 駐車設備に関する事項

2 [同法第7条第2項]

広告する場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

3 [柔道整復師法第24条第1項]

- (1) 柔道整復師である旨並びに施術者の氏名及び住所
- (2) 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- (3) 施術日又は施術時間
- (4) その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日付け厚告70号）
 - ① ほねつぎ（又は接骨）
 - ② 柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨
 - ③ 医療保険療養費支出申請ができる旨
（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については、医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
 - ④ 予約に基づく施術の実施
 - ⑤ 休日又は夜間における施術の実施
 - ⑥ 出張による施術の実施
 - ⑦ 駐車設備に関する事項

4 [同法第24条第2項]

広告する場合にも、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

※これらの規定に違反した者は30万円以下の罰金に処するとされています。

【広告に関するお問い合わせ先】

札幌市保健所医療政策課医務係 TEL:011-622-5162